

千葉市告示第397号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年5月10日

千葉市長 神谷俊一

名 称	所 在 地	廃止年月日
(診療所)		
千葉県仁戸名臨時医療施設	千葉市中央区仁戸名町 666-2	令和5年3月31日
幕張ももの木クリニック	千葉市花見川区幕張町 6-79-17	令和5年4月30日
医療法人社団晴山会 平山病院 附属花見川腎クリニック	千葉市花見川区天戸町 1483-28	令和5年5月1日
(歯科)		
医療法人社団星翔会 かなめ歯科	千葉市緑区辺田町 365-1	令和5年3月31日